明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一七四）　一

〔告示〕

○金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**五二）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二

○日本国に帰化を許可する件（**法務**六四〇）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六四一）　二

○防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**四七四）　三

○サイバー犯罪に関する条約のアンドラ公国による批准に関する件（**同**四七五）　三

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**二四六八）　四

○保安林の指定をする件（**同**二四六九～二四八四）　四

○保安林の指定を解除する件（**同**二四八五～二四八八）　六

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二四八九）　七

○八ッ場ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（**国土交通**一四〇八）　八

○高速自動車国道に関する件（**同**一四〇九～一四一一）　九

○道路に関する件（**東北地方整備局**二五八）　九

○都市計画に関する件（**中部地方整備局**一三〇）　一〇

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**近畿地方整備局**一五九）　一〇

○道路に関する件（**四国地方整備局**一三八）　一〇

○道路に関する件（**北海道開発局**二六八）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

産業

日本工業規格（国土交通省）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

押収物還付、財団、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一一

会社その他　一二

省令

○厚生労働省令第百七十四号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行に伴い、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「雑所得等の金額」の下に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第二十一条第一項中「第七条第二項」を「第十五条第二項」に、「第七条の規定」を「第十五条の規定」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。